

日米の平和の回復と日本の言論人—— 岩淵辰雄の終戦工作と民間憲法草案

福島 啓之

はじめに

本稿は、太平洋戦争の終結から占領下の憲法改正までの日米関係にみられた戦争から平和への移行の背景に、日本の民間言論人が唱えた捨て身の変革の構想があったと説く。日米が激突した太平洋戦争は、日本の無条件降伏に至るほど徹底した激しいものだった。にもかかわらず、戦後、日米関係は終戦を境に様変わりした。占領期の中に、日米は劇的な歩み寄りをみせた。その過程で、米国は日本側に配慮した占領統治を行う一方、日本側は米国の占領政策に沿って国内の体制変革を進めたといわれる。¹⁾ この転換期の歴史的な経緯の詳細については、これまでに多くのことが明らかにされている。

だがこれまでの研究は、後で詳しく検討するように、戦前と戦後の断絶とともに、その間に見え隠れする連続性の両面を体系的に理解する上で、難点を抱えていたようにも思われる。戦前と戦後の断絶を所与のものとする研究は、その扱う時期を戦前もしくは戦後のいずれかに限定しがちだった。このことは、戦前と戦後の変化を両者の比較に基づいて理解することの妨げとなっている。一方、戦前と戦後の連続性に目を向ける修正主義的な立場は、日米間の垂直的関係の継続を強調してきた。そのため、これまでの歴史的な研究は戦前と戦後の間に生じた日米関係の連続的な変化を体系的に捉えることが必ずしも十分ではなかったように思える。この点に関して国際政治の理論は、戦後の国際秩序は勝者の力の優位に基づくという見方を示す。だがこの見方は、日本の戦後史にみられる自発的な国内変革に鑑みれば、妥当とは言い難い。これまでの理論枠組みには、敗者の側の視点があまりに乏しいといえる。

そこで、本稿は敗者の側の視点から、日米関係の戦争から平和への移行を体系的に説明する理論枠組みを提示する。それは、敗者の焦土戦略とでも呼ぶべき捨て身の姿勢が、その勝者との交渉上の立場を強化し、より強力なはずの勝者の歩み寄りを促したという見方である。ここでいう焦土戦略とは、自らの大切な価値や利益をあえて損なう行為により相手側にも不利益やその恐れをもたらすことで、相手側と不毛な対決の回避に関して合意に達しようとする戦略を指す。この戦略に基づく敗者の自己破壊的な防御は、戦前と戦後の日米関係の変化を説明する上で有意義に思われる。米国との戦争に日本は敗れ、軍事力を失い、無条件降伏した。ところが戦後、米国が日本の国内体制に関与するに至るに伴い、かえって国内体制の変革をめぐる日本側の交渉上の立場は強化されたという見方ができる。その理由としては戦後、既得権にとらわれない民間言論人の焦土戦略が、米国の占領方針に一定の影響を及ぼしたことが指摘される。

¹⁾ ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて 上・下』（岩波書店、2004年）。

本稿の構成は、次の通りである。まず終戦と平和の回復に関するこれまでの主な歴史研究、理論研究を概観し、批判を行う。次に焦土戦略の概念について、理論的に考察する。そして、事例分析として日本の戦時中の終戦工作と戦後の憲法改正について、これらに民間人ながら関与した政治評論家の岩淵辰雄の視点からみていくことにする。

1. 終戦と戦後の体制変革についての既存研究とその批判

(1) 新憲法と終戦についての歴史研究

敗戦後、日本の内政と外交の再建を図る上で焦点となったのは、憲法の問題であった。新憲法の制定過程については、これまでにその歴史的経緯が詳細に検討されてきている。²⁾ とくに興味深いのは、米国の占領当局が起草した憲法草案を日本政府が基本的に受け入れることになった一方で、民間知識人の憲法草案に占領当局が注目し、これを参考にした点である。古関彰一は、統計学者で労働問題に関心のあった高野岩三郎、在野の憲法学者の鈴木安蔵、評論家の室伏高信ら七名からなる「憲法研究会」の草案に注目する。「憲法研究会」の「憲法草案要綱」は、国民主権、象徴天皇をうたった民主的な憲法草案だった。連合軍司令部は、この草案に関心を寄せたとされる。³⁾ 塩田純は「憲法研究会」について、戦前に思想的弾圧を受けた知識人が保守系、左翼系の双方の立場から集まったとしている。⁴⁾

古関、塩田が国内における民主化への模索という戦後の変化を強調するのに対し、石田憲は、戦前から戦後にかけての変化とともに、持続性について考察している。石田は日独伊三国の敗戦後の憲法制定過程を比較することを通して、日本の事例の国際的、国内的特徴を分析している。分析によると、国際的な面においては、米国が勝者、占領者として単独で大きな影響力を行使したことが確認されている。その一方で、国内的には、吉田茂にみられる国内の保守的な政治路線への回帰を望む姿勢が指摘されている。そして、天皇の「国体護持」が平和主義と結びついて、新憲法のあり方として定まると、石田は論じる。⁵⁾

石田が戦後の憲法制定に大きく影響したと説く終戦に至る経緯についても、歴史的な検討が進められている。茶谷誠一は、戦前の国内政治における宮中勢力の政治的重要性を指摘する。そして、木戸幸一内大臣が陸軍の東條英機を首相に推挙するなど宮中で中心的な存在となったのに対し、重臣たちは戦時中の指導方針に懐疑的になり、巻き返しを図ったと論じる。それでも木戸は宮中で影響力を保ち続け、木戸への権限の集中は終戦の意思決定の円滑化に寄与したとされる。⁶⁾ 鈴木多聞は、日本の敗戦に至るまでの過程では、継戦派と終戦派がただ対立していたわけではなく、継戦派の中にも戦局の見通しに悲観的な見方があったと指摘する。逆に、終戦派の中にも戦局の好転による有利な平和を求める考え

²⁾ 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程Ⅰ』（有斐閣、1972年）、原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅲ』（日本評論社、2006年）。

³⁾ 古関彰一『新憲法の誕生』（中央公論社、1995年）、44-60頁。

⁴⁾ 塩田純『日本国憲法誕生』（日本放送出版協会、2008年）、25-27頁。

⁵⁾ 石田憲『敗戦から憲法へ』（岩波書店、2009年）。

⁶⁾ 茶谷誠一『昭和戦前期の宮中勢力と政治』（吉川弘文館、2009年）。

方があり、国内の錯綜した状況の中で日本の敗勢は深刻の度を増していったとされる。⁷⁾

これらこれまでの歴史研究については、戦前と戦後の持続と変化に関して再検討を行い、体系的な議論の見直しを図る余地があるように思われる。一方において、変化に目を向ける立場は、暗黙のうちに対象となる時期を戦後もしくは戦前に区切ってしまっている。新憲法による民主化を説く研究は、専ら終戦後について記述し、それまでの終戦に至る歴史的推移と憲法の関係については議論の対象外としている。終戦までの日本国内の政治についての研究は、終戦をもって議論を完結させているため、黙示的にその後の平和の回復を終戦の当然の帰結のように扱い、所与のこととしてしまっている。他方、継続に目を向ける立場は、国際的な面での米国の力の優越と、国内的な面での「国体護持」にみられる旧体制保全の姿勢を戦後の変化とどう整合的にとらえればよいかという問題を抱える。米国が戦争でも、戦後においても圧倒的な力を有していたのなら、天皇制をはじめ日本の国内体制の継続性はどうかとらえればよいか。そして、国内で保守勢力が影響力を保持続けたのなら、民主化への変化はどうか理解すればよいか。つまり、これまでの歴史解釈には、戦前から戦後にかけて生じた新憲法に基づく民主化という変化と、これを説明する要因との因果関係を体系的にとらえきれていない面がある。

(2) 戦後の国際秩序の再建についての理論研究

太平洋戦争の終戦と平和の回復に関するこれまでの歴史研究が日本側の敗者の視点に基づくのに対し、戦後の国際秩序についての理論研究は主に勝者の視点から行われてきた。ケグレイとレイモンドは、戦後の講和には二通りの進め方があるとする。一つは峻厳な講和である。これは、敗者に懲罰を加え、その力を弱め、将来戦争をすることのないよう強制するというものである。もう一つは寛大な講和である。これは、形式的な譲歩や援助を行うことで、敗者を慰撫し、信頼を築き、協力を確かなものにするというものである。いずれが適当かは政策決定者にとって難しいところであるが、ケグレイとレイモンドは規範的な正義という観点から平和の問題について考えていくべきだとする。⁸⁾ アイケンベリーは戦後の国際秩序を安定的なものにするためには、力で優位に立つ勝者が国際的な制度を設けて自らの行動を律することが肝要と説く。これにより、敗者は力で圧倒されてしまうことはないという保証を与えられ、勝者を中心に制度化された戦後の国際秩序への挑戦を慎むと考えられている。⁹⁾ エデルシュタインは勝者による敗者の占領は成功に長い期間を要し、長期の占領は民族主義的な反発を招くことから、被占領者に他国による統治の継続について納得させる必要があるとする。そして、戦争で大きな被害を受け、再建に支援を要する被占領者の社会から承認を得ることが求められると説く。¹⁰⁾ これらの理論研究は、勝者の視点から戦後の平和の回復のための条件について体系的に分析している。そして、勝者が力の優位を前面に押し出して敗者を圧倒してしまうことについて、慎重な見方を示している。

⁷⁾ 鈴木多聞『終戦の政治史』（東京大学出版会、2011年）。

⁸⁾ Charles W. Kegley, Jr. and Gregory A. Raymond, *How Nations Make Peace* (New York: Worth, 1999).

⁹⁾ G. John Ikenberry, *After Victory* (Princeton: Princeton University Press, 2001).

¹⁰⁾ David M. Edelstein, "Occupational Hazards," *International Security*, 29, no. 1 (2004): 49-91.

だが、力で優位に立つ勝者の自制については、敗者の視点からの考察も加えた検討が求められるように思われる。この点に関して、これまでの理論研究は必ずしも十分ではないといえる。そのために、日本の敗戦と戦後の平和の回復についての歴史的な経緯を説明しきれていないように見える。まず、米国の占領当局はその力の優位を背景に、日本政府に必ずしも本意ではない新憲法の草案を受け入れさせた。ところが、日本と米国の平和の回復は進んだ。このことに加え、米国の占領当局は、草案を作成する前に日本の民間憲法草案に関心を寄せ、これを参考にした。この点については、占領当局の方が能動的に正義を主張し、制度を設け、あるいは占領統治の承認を得たというよりも、受動的に敗者の見解を受容したという側面が見出される。こうした具体的な歴史の経緯と体系的な理論による説明の乖離は、理論の見直しを促すものである。その際には、歴史研究にみられるように敗者の視点を取り入れた理論枠組みが、従来の理論の改善につながる事が考えられる。

2. 焦土戦略についての理論的考察

終戦と占領下の日本の国内変革を理解する上で、ここでは焦土戦略という概念について理論的に考察し、敗者の視点に基づく理論枠組みを検討してみたいと思う。焦土戦略とは、自らが重視する利益、価値をあえて破壊、放棄することにより相手に耐え難い不利益やその恐れを生じさせ、相手の強制を排除する戦略といえることができる。その軍事戦略としての活用の例としては、ナポレオンのロシア遠征に対するロシア側の抵抗が知られる。ナポレオン軍はロシア軍との戦闘に勝利したものの、遠征先のロシア領内をロシアが自ら焦土化したことから補給が続かなくなり、撤退を余儀なくされた。¹¹⁾ このような戦略は軍事面にとどまらず、政治面にもあてはまることが考えられる。すなわち、自らの政治的利益を損なうような選択をあえてすることで、相手の政治的利益をも脅かし、相手側の歩み寄りをもたらすのである。ルボウは、信憑性のある脅しは通常、有利な立場に基づくが、時には不利な立場の側でも可能であると論じる。そのためには、自らの要求を呑まないと相手側も高い代償を払うようになることを、相手に示すことができなければならないとされる。¹²⁾

では、戦争の敗者のように力で劣る弱者の戦略であるにもかかわらず、焦土戦略が戦争の勝者をはじめとする強者に対して一定の効果を上げうるのは、どのような理由からか。その論理は次のように説明される。まず、勝者と敗者の間での現状の政治的利益の配分は、明らかに勝者の側に有利である。そのため、敗者にしてみれば、将来、勝者との間で平和の回復の進展に合意できなくても、すでに劣悪な現状よりも分配される政治的利益の効用が悪化する余地は限られている。さらに、即物的な力の資源に劣る弱者の立場で合意に達したとしても、それによりそうした利益の効用が改善される余地も限られている。これに対し、勝者は敗者との平和の回復に失敗すると、その双方合わせた全体の利益が損なわれるため、勝利で得た配当が打撃を受けることになる。すなわち、現状の有利な利益配分から得られる利益が減ることで、その効用は悪化する。よって、敗者が勝者と協力する

¹¹⁾ カール・フォン・クラウゼヴィッツ『ナポレオンのモスクワ遠征』（原書房、1982年）。

¹²⁾ Richard Ned Lebow, *The Art of Bargaining* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1996), 122-125.

ことで合意に達しようとも、合意に達することができず、勝者に対する抵抗姿勢を続けても、勝者ほど敗者の政治的利益の効用に大きな変化は生じない。

このことは、勝者と敗者の戦後政治の利益配分をめぐる交渉において、自己破壊的な防御を可能にする。自らを傷つけることで自らを守るというのは、一見矛盾するが、次のように考えれば、成り立ちうることである。まず、敗者は利益配分の交渉が決裂しても、そもそも失うものが限られている。そのため、交渉決裂の脅しをかけることで、相対的に交渉決裂により失うものの大きい勝者の側から一定の譲歩を引き出す潜在的な交渉力を持っている。この交渉上の力は、交渉の理論における不調時代替策（バトナ）（BATNA (best alternative to a negotiated agreement)）の考え方に基づいて説明される。不調時代替策とは、交渉が合意に至らなかったときの最善の選択肢である。その利益が大きいほど、交渉決裂の打撃は抑えられる。その結果、交渉者は交渉決裂の恐れから譲歩する必要性が低くなり、強硬な姿勢を崩さず、有利に交渉を進めることができる。¹³⁾ 勝者と敗者の戦後政治の利益配分をめぐる交渉を考えたとき、敗者にとっての不調時代替策は、たしかに勝者との不利な内容の合意と比べても、さらに少ない利益しかもたらさないかもしれない。だが、勝者の不調時代替策と合意の利益の差を敗者のそれと比べるなら、敗者の方がそれらの差は小さいことが考えられる。なぜなら、敗者はすでに多くのものを失い、さらに失うものは限られているのに対し、勝者は敗者の抵抗が続けば軍事的勝利で得た多くの政治的資産を失うことにつながるからである。そのため相対的にみて、交渉決裂により失われる、合意が成立すれば得られたはずの利益は、勝者の方がより大きくなる。よって、たとえ交渉が決裂しても確保できる利益の絶対量は大きくても、勝者が交渉上不利な立場に陥ることはありえない話ではない。ルボウも指摘するように、多くの資産を持つものであっても、苦痛に耐える意志が弱ければ、より少ない資産しか持たない者に譲歩を余儀なくされることが起こりうる。¹⁴⁾ この不調時代替策にまつわる相対的な優位を巧みに生かすことができるなら、敗者が即物的な力の資源で勝者に劣ることを思えば不釣り合いに有利な条件で妥協に達することも、必ずしも不可能ではないと考えられる。

ただし、焦土戦略はあくまで捨て身の戦法であり、容易に行えるものではない。それは、苦痛の相対性に基づく制約を伴うとみられる。苦痛の相対性はまず、勝者との関係において問題となる。焦土戦略は敗者の側以上に勝者の側に苦痛を与えるものでなくてはならない。さもないければ、敗者の側の方が消耗は著しくなる。そして敗者の持っている資源があまりに少ないと、勝者が損失を被ることによる苦痛に耐えられなくなる前に、敗者の資源が枯渇してしまう。次に敗者の側の内部においても、苦痛の相対性が問題となる。焦土戦略の負担は、国内で必ずしも一様ではない。一般に、政治的な資産が多い分、失うものも多い既得権者の方が、そうではない既得権批判者よりも焦土戦略への抵抗が大きいとみるべきである。そのため、既得権者を中心に国内体制が強固で安定している間は、焦土戦略を実行に移すのは困難とみられる。だが、戦況の悪化、敗戦に伴い国内体制が揺らいでくると、既得権批判者の国内での政治的発言力は増す。そして、国内において既得権を

¹³⁾ ディーパック・マルホトラ、マックス・H・ベイザーマン『交渉の達人』（日本経済新聞出版社、2010年）、16-24頁。Lebow, *The Art of Bargaining*, 118.

¹⁴⁾ Lebow, *The Art of Bargaining*, 101-102.

持たない立場を背景に、戦争での失敗を招いた内政、外交の政策路線の転換を促す。このことは、国内的には既存の国内体制の既得権を失わせ、同時に対外的には既存の国内体制との妥協が勝者にもたらす安定の利益をも脅かすような、急進的立場の受容につながる。もちろんそれが行き過ぎれば、既存の国内体制はおろか、国内の政治的、社会的秩序の崩壊にまで至る。このことは、敗戦国の国民である既得権批判者にとっても望ましいことではない。それゆえ、そうした者の唱える急進的立場は、国内体制の次元を越えた国際関係の次元では、敗戦国の国内にみられる焦土戦略も辞さない姿勢と戦勝国には映る。こうしたことから、敗者は戦争に負けてはじめて焦土戦略を実行でき、敗戦までは低下していた勝者との交渉上の立場が、敗戦後にかえって強化されることが考えられる。そのような場合に限って、焦土戦略に基づく自己破壊的な防御は成り立ちうるとみられる。

3. 岩淵辰雄の終戦工作と民間憲法草案起草

焦土戦略という観点から日米の終戦と平和の回復について論じる上で注目すべき人物に、岩淵辰雄がいる。岩淵はジャーナリスト出身の政治評論家で、戦時中は近衛文麿、吉田茂らとともに終戦工作を試み、戦後は民間の「憲法研究会」に参加して、民主的な憲法草案の起草に携わった。このような彼の1945年（昭和20年）の活動を追うことは、以下に示すように、降伏と天皇の政治権力の否定が焦土戦略としての性格を帯びながら、対米関係にどのように作用したかを理解する手がかりとなるように思われる。

(1) 「近衛上奏文」による終戦工作

岩淵は戦時中、重臣の近衛と、陸軍反主流派で、主戦派の東條系と対立していた真崎甚三郎予備役大将らのグループの終戦工作に参加した。その代表的なものに、「近衛上奏文」事件がある。1945年2月14日、近衛は宮中に参内し、昭和天皇に早期和平を上奏した。岩淵は、上奏工作で積極的な役割を果たしたとみられる。岩淵は後年、「近衛上奏文」の草稿を書いたのは、岩淵だったと話している。¹⁵⁾

近衛—真崎グループによる上奏工作が始められた経緯について、岩淵は次のように語っている。「近衛公に上奏文を書くように勧めることは、昭和20年の元旦の朝考えた。どのように戦況を見ても敗戦は必至であり、日本全土、朝鮮、台湾全て焦土と化すのは明白という結論に達した。この目前に迫った日本の悲劇をどのように終幕したらよいか、どのように降伏するかあれこれ考えた結果、私が動かせるのは近衛公しかいない、近衛公を日本の悲劇の幕引きとしてストーリーを作ろうと思った。上奏文はソ連の世界革命戦略による日本国内の赤化を防止することを、軍部内のソ連と共産主義に同調する一味の一扫を、肅軍による戦争終結を行い、和平降伏による時局収拾ということ、念頭にしていた。」¹⁶⁾

戦後、1948年になって岩淵は、雑誌『世界文化』に「近衛公の上奏文」と題して上奏文の内容を掲載している。それは冒頭、「敗戦は遺憾ながら最早必至なりと存候」と、「敗戦」を直言している。その上で、「敗戦は我が国体の瑕瑾たるべきも、英米の輿論は今日

¹⁵⁾ 岩淵の証言を門弟の佐々木貞夫が記録したメモによる。上奏文執筆の経緯を記したものとしては、猪木正道『評伝吉田茂 下』（読売新聞社、1981年）、32-50頁。

¹⁶⁾ 岩淵の証言を門弟の佐々木貞夫が記録したメモによる。

までの所国体の変革とまでは進み居らず（勿論一部には過激論あり、又将来如何に変化するやば測知し難し）。随て敗戦だけならば国体上はさまで憂ふる要なしと存候。国体の護持の建前よりも最も憂ふるべきは敗戦に伴ふて起ることあるべき共産革命に御座候」との見通しを示している。¹⁷⁾

岩淵らの懸念する日本国内の共産革命の恐れは、敵国である米国にとっても憂慮すべきことであり、できれば避けたい事態であったと思われる。日本が容共路線をとり、ソ連の影響力が日本に浸透すれば、当時姿を現しつつあった米ソ冷戦の形勢は、米国に不利な方向に傾くことが考えられた。この点に米国が敏感に反応するなら、和平への道が開けると期待できた。岩淵が戦後、上奏文を「公にする所以は、現に『冷い戦争』として行われている二つの世界の対立が、この文章によってもわかるように、決して、戦後になって初まった現象ではなくて、第二次大戦の渦中から、既に、初まっていた」からであった。¹⁸⁾

上奏した近衛に対する天皇の主な御下問は、米国は皇室を抹殺しようとしているのではないかということであったとされる。吉田の回想によると、「陛下の御下問の中心は、『梅津美治郎参謀総長の見解は、米国は日本の国体を破壊し、日本を焦土にしなければ飽き足らないとしているから、ソ連の好意ある後援の下に徹底して対米抗戦を続けるを可とせんというのであったが、これは近衛の意見とは全く正反対だが…』という点であった。そこで公は『私は米国と講和する以外に途はないと思います。無条件降伏しても、米国ならば国体を変革し、皇室をなくすようなことはないと確信いたします』という趣旨のことを申し上げたら、陛下も御納得になったとのことである。公はさらに『何をするにしても、激化する陸軍を抑えなければなりません。陛下の御英断こそ必要であります』旨をも申し上げたということだった。』¹⁹⁾

だが、「近衛上奏文」奉呈後、近衛一真崎グループは、東條ら陸軍主流派の反撃を受けた。メンバーの岩淵、吉田、殖田俊吉の三人は、4月15日、憲兵隊に逮捕、投獄された。その主な容疑は、「近衛上奏文」の内容の流布、陸軍はすでに戦争に自信を失い、士気沈滞しありとの反戦言動の流布による軍事上の造言蜚語罪だった。²⁰⁾ 投獄後、岩淵は釈放、不起訴処分となったが、体調がすぐれないため、8月に宮城に帰郷した。²¹⁾ こうして陸軍主流派による弾圧後、近衛一真崎グループは、「近衛上奏文」で示した肅軍和平の構想を実行に移せないまま、8月15日の敗戦の日を迎えた。²²⁾

「近衛上奏文」工作の限界は、陸軍主流派が木戸内大臣をはじめとする宮中グループと結び、権力中枢を掌握していたことにあったといえる。岩淵ら近衛一真崎グループによる「近衛上奏文」工作は、天皇周辺の権力中枢を固めていた陸軍主流派、宮中グループら

¹⁷⁾ 岩淵辰雄「近衛公の上奏文」高橋渉編『岩淵辰雄選集 第2巻』（青友社、1967年）、359-378頁。近衛の上奏に立ち会った木戸内大臣が記録した上奏の内容は、細部の表現に異なる箇所はあるものの、岩淵が掲載したものとほぼ同一である。木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』（東京大学出版会、1966年）、495-498頁。

¹⁸⁾ 岩淵「近衛公の上奏文」、359頁。

¹⁹⁾ 吉田茂『回想十年 第1巻』（東京白川書院、1982年）、59頁。

²⁰⁾ 岩淵「近衛公の上奏文」、53-54頁、伊藤隆・佐々木隆・季武嘉也・照沼康孝編『真崎甚三郎日記 第6巻』（山川出版社、1987年）、420頁。

²¹⁾ 伊藤・佐々木・季武・照沼編『真崎甚三郎日記 第6巻』、395、408、433頁。

²²⁾ 伊藤・佐々木・季武・照沼編『真崎甚三郎日記 第6巻』、419-420頁。

の主戦派勢力を飛び越えて、上奏文という形で天皇を直接説得する試みであったと理解される。だが、天皇の権力基盤を主戦派勢力が支えているかぎり、説得の効果は限られていたといえる。近衛が上奏した同じ日、天皇は、「この戦いは頑張れば勝てると信ずるが、それまで国民がこれに堪えうるや否や、それが心配である」と、戦況よりも民衆の不満を抑えきれずに革命が起きることを懸念していたという。²³⁾ すなわち、天皇は主戦派勢力に支えられた現体制の崩壊を恐れていたとみられる。ただし、天皇が敗戦のはっきりした見通しを初めて耳にしたのは、「近衛上奏文」の冒頭だった可能性がある。近衛に近い松本重治は、1945年12月、連合国軍総司令部政治顧問のエマーソン（John K. Emmerson）に対し、近衛の上奏を聞いた天皇は大変な衝撃を受けたと語っている。²⁴⁾ 軍を統帥する立場にあった天皇が敗戦は必至であると知られることは、戦争終結のための第一歩だったといえる。この点に関する限り、「近衛上奏文」は天皇の認識に一定の影響を及ぼしたとも考えられる。

(2) 岩淵辰雄の憲法改正工作

a. 近衛文麿の憲法改正案

8月16日に皇族の東久邇宮内閣が成立すると、近衛一真崎グループは政権の一翼を担うことになった。メンバーの近衛は副総理格、小畑敏四郎予備役陸軍中將は無任所の国務相として入閣した。岩淵は戦争が終ったとき、近衛、小畑、それに吉田を内閣の原動力とする国家再建の基本構想として、次の三つを考えていたという。²⁵⁾ それは、憲法改正、日本人による戦争裁判、官僚機構の解体であった。²⁶⁾ そして、憲法改正と政治機構の再編を進めるため、岩淵は、天皇の大権事項を削り、皇室は政治に関与しないようにする案を持っていたということである。岩淵の案では、皇位継承に直接関係しない皇族はすべて臣籍降下とされ、皇室は政治上の特権をもたない尊敬の対象とされていた。²⁷⁾ だが、岩淵の急進的な構想に、近衛一真崎グループのメンバーは賛否両論だった。岩淵によると、彼が憲法改正を提案した時、賛成したものはなかった。小畑は憲法改正に猛反対だった。²⁸⁾ 岩淵の説得で、近衛だけが憲法改正に賛成したという。²⁹⁾

岩淵の憲法改正の主な目的は、天皇から政治上の大権を取り払うことだった。岩淵は、次のように語っている。「日本で天皇が大権を行使した歴史というものはない。むしろその大権というものは、側近の茶坊主的な重臣や軍人によって私された。その結果がこういう戦争になった。そうして日本を亡ぼしたんだな。天皇というものを、政治の実際から切

²³⁾ ハーバート・ビックス『昭和天皇 下』（講談社、2002年）、117、145頁。

²⁴⁾ 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、FSP3456。

²⁵⁾ 住本利男『占領秘録 上』（毎日新聞社、1952年）、73、119頁。

²⁶⁾ 芦田均・岩淵辰雄・鈴木安蔵・三宅清輝・阿部真之助「憲法は二週間で出来たか?」『改造増刊号』32巻6号（1952年）、13-14頁。

²⁷⁾ 住本『占領秘録 上』、73頁。

²⁸⁾ 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』（1961年）、20頁。

²⁹⁾ 芦田・岩淵・鈴木・三宅・阿部「憲法は二週間で出来たか?」、14頁。

り離すことが必要だ。これが僕の憲法を改正しようというポイントだった。』³⁰⁾

これに対し、近衛が憲法改正に賛成したのは、岩淵が説くように天皇を政治から切り離すことができれば、天皇の戦争責任を回避できるのではと期待したためとみられる。当時天皇の戦争責任を問う声は、日米双方から出ていた。近衛に近い松本重治は総司令部に対し、天皇が開戦を望まないとはっきり意思表示すれば、戦争は回避されただろうと話している。³¹⁾ 米国政府内でも、天皇が戦争犯罪人として裁判にかかるのは免れないという有力な見方があった。³²⁾ 第一次世界大戦の前例からみて、連合国は必ず戦争裁判を行うと予想され、天皇の出廷を避けるには先手を打って、皇室は政治に責任がないことを示す必要がある。近衛は、そのように考えていたという。³³⁾

このように必ずしも意図は一致していなかったとはいえ、岩淵は当初、近衛を中心に革新的な憲法改正を実行させる構想を抱いていたとされる。³⁴⁾ 近衛もまた自らが中心となって、憲法改正をはじめとする民主化政策を進めることについて、総司令部の了解を取り付けようとした。9月3日、近衛はマッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥と初めて会見した。会見でマッカーサーは軍閥の内実を破壊し、日本のためにも近衛のためにも民主化に努力するよう述べた。³⁵⁾ 10月4日に行われた近衛とマッカーサーの二回目の会見では、マッカーサーが憲法を自由主義的なものに改正することを求める姿勢を明らかにした。³⁶⁾

近衛は、10月8日、高木八尺、松本重治、牛場友彦とともにアチソン (George Atcheson Jr.) 政治顧問を訪問し、憲法改正に関するマッカーサーの具体的な意向を質した。高木のメモによると、アチソンが示した改正要綱は、議会の政治上の実権の強化など十項目だった。近衛はアチソンと会見後、木戸と会い、総司令部の意向を伝えた。近衛が早くしないと向こうから改正案を出されると述べると、木戸は一日も早く近衛に勅命が下るようとりはからうので、待機しておくよう答えたという。³⁷⁾

昭和天皇自身も、憲法改正に前向きな姿勢を近衛に示したものとみられる。牛場は総司令部に、天皇の後押しを得て憲法改正に取り組むことを伝えた上で、憲法改正作業が総司令部の意向に沿ったものになるよう協力を申し出た。具体的な提案として牛場は、アチソンの政治顧問部と緊密な連絡を取り、憲法草案を出来上がった条文ごとに非公式に提出したいと述べた。近衛側からの提案はこれにとどまらなかった。アチソンは、10月23日付けの最高司令官と幹部あての覚書で、憲法改正案の起草に対する助言のため、米国の憲法専門の法律家を日本に呼ぶよう、近衛の側近から要請されたとしている。アチソンは、これを高く評価した。その理由は、緊密な連絡が維持され、日本人の企画した改正が米政府の政策と全く一致したものとなるためであった。³⁸⁾

30) 芦田・岩淵・鈴木・三宅・阿部「憲法は二週間で出来たか?」、13頁。

31) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、FSP3456。

32) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、FSP2294。

33) 住本『占領秘録 上』、73-74頁。

34) 住本『占領秘録 上』、84頁。

35) 細川護貞『情報天皇に達せず 下巻』(磯部書房、1953年)、435-436頁、住本『占領秘録 上』、74頁。

36) 住本『占領秘録 上』、74-75頁、矢部貞治『近衛文麿』(弘文堂、1952年)、585-589頁。

37) 細川『情報天皇に達せず 下巻』、442-443頁、矢部『近衛文麿』、591-592頁。

38) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、FSP3457。

ところが、近衛が憲法改正を進めることは、内外で強い反発を招いた。国内では10月11日の閣議で、憲法改正は国務であるため内閣で着手すべきであるという意見が強まった。³⁹⁾ 内閣の幣原喜重郎首相、宮中の木戸は、既存の体制を守ろうとして憲法改正に消極的だった。⁴⁰⁾ そのため、自分たちの管轄にした上で、改正の引き延ばしを図ろうとしたものと思われる。国内での抵抗の動きに加え、米国でも10月24日、ワシントンポストに評論家のピアソン (Drew Pearson) の近衛批判が掲載された。日本の憲法改正に、近衛は最も不適任である。なぜなら、過去において近衛は、決して軍部に反対しなかったからであると、ピアソンは主張した。近衛の憲法改正作業に対する批判は、近衛を政治的に窮地に陥れた。11月1日、総司令部渉外部は、近衛への支持を撤回し、憲法改正の委嘱を否定する声明を発表した。カナダの外交官ノーマン (E. H. Norman) の報告書『戦争責任に関する覚書——近衛文磨』が、これに追い討ちをかけた。ノーマンは、近衛が日中戦争で軍を抑える努力をしなかったこと、太平洋戦争開戦の責任も彼にあることを報告した。それゆえ、「近衛が憲法改正をする限り、それは民主的な憲法作成のまじめな試みを、全て愚弄することになろう」と主張した。⁴¹⁾

窮地に陥りながらも、近衛は11月22日、憲法改正案を天皇に上奏した。⁴²⁾ 米国の意向に配慮した近衛の案は、天皇の大権を少なくしていた。とはいっても、天皇主権であることはこれまでと変わらず、近衛の憲法改正案は穏健改革路線であったといえる。⁴³⁾ 憲法改正により米国の支持を得ようと努めた近衛ではあったが、戦犯容疑者として12月6日に逮捕命令を受け、出頭日の16日朝に服毒自殺を遂げた。⁴⁴⁾ 岩淵は、「日本の過去の政治は近衛公の死を以て終止符を打った。」と論評している。⁴⁵⁾ こうして岩淵は、「近衛公を中心として革新的な憲法改正を実行させることを、あきらめざるを得なかった。残る道は民間から強い輿論をもちあげることだった。」⁴⁶⁾

b. 「憲法研究会」による民間憲法草案「憲法草案要綱」の起草

岩淵は1945年11月から12月にかけて、七人の民間知識人からなる「憲法研究会」に参加し、最初の民間憲法草案「憲法草案要綱」を起草した。それは、総司令部の憲法草案および、総司令部案を基にした日本国憲法の雛形と位置付けることができる。というのも、国民主権、象徴天皇を根本原則とする憲法草案としては、最も初期のものだからである。このような内容は、当時からすれば急進的で、総司令部に注目された。

「憲法研究会」発足のきっかけは、統計学者の高野岩三郎が10月29日に民間の知識人集団「日本文化人連盟」の集まりで、評論家の室伏高信と憲法学者の鈴木安蔵に声をかけ

39) 木戸幸一『木戸幸一日記 下巻』(東京大学出版会、1966年)、1242-1243頁。

40) 木戸『木戸幸一日記 下巻』、1241-1242頁。

41) 塩田『日本国憲法誕生』、21-22頁。

42) 細川『情報天皇に達せず 下巻』、450-451頁。

43) 住本『占領秘録 上』、84-87頁。

44) 住本『占領秘録 上』、124-128頁。

45) 岩淵辰雄「近衛公と日米交渉」高橋渉編『岩淵辰雄選集 第3巻』(青友社、1967年)、116頁。

46) 住本『占領秘録 上』、84頁。

たことのようにある。⁴⁷⁾ 高野の提案に、室伏と民間で憲法草案を作ろうと話していた岩淵が加わったという。さらに岩淵が、新聞業界で先輩格の馬場恒悟を呼んだとされる。⁴⁸⁾ 高野と同じ大原社会問題研究所にいた森戸辰郎も、研究会に参加した。⁴⁹⁾ さらに評論家の杉森孝次郎も研究会に加わった。杉森は、室伏が絶賛していた人だという。⁵⁰⁾ 研究会における立場は、高野が最も急進的で左寄り、室伏がこれに続く一方、鈴木、馬場は会の中では穏健派だったようである。残る岩淵、森戸、杉森は、両者の中間に位置していたものとみられる。⁵¹⁾ 研究会での岩淵の様子であるが、鈴木によると、岩淵は会合に熱心に来て、あまり発言はしないが、内閣、政党について助言した。それが、草案を起草する上で大変参考になったという。⁵²⁾

岩淵の民間憲法草案起草の狙いは、天皇から政治上の権力を除いてこれを「象徴」として残し、国民主権とすることに絞られていた。岩淵は「天皇から一切の政治上の権力を取ってしまおう、明治憲法で規定された天皇制から、それに附随した制度を全部取っ払ってしまおうという主張をしたわけです。これが私の憲法改正の主眼だったんです」と語っている。⁵³⁾ 言ってみれば、「天皇を裸にする」というのであった。⁵⁴⁾ さらに、岩淵は次のようにも話している。「国民主権、天皇から政治上の権力を取ってしまっ、『象徴』だか、そのころは『象徴』だか何だかしらんがとにかく天皇だけは残す。」⁵⁵⁾ では、そのような天皇をどう位置付けるかという問題を解決するにあたり、岩淵の話によれば、天皇を「私たちの調査会の案では、『象徴』と決めた」という。⁵⁶⁾ そして、天皇から一切の政治上の権力を除くという岩淵の考えを表す適当な表現として、「『象徴』ということばを作ったのは室伏君と杉森氏なんです」と、岩淵は述べている。⁵⁷⁾

このような岩淵の証言を支持するものに、森戸が11月7日に総司令部のエマーソンと会談した際の発言内容の記録がある。⁵⁸⁾ 会談で森戸は、憲法を改正して民主化を果たすべきだとする一方、天皇は象徴であるべきだとして、次のように論じている。「憲法改正により達成されるべき最も重要な成果は、国民の権利 (people's rights) の保障である。」「天皇の政治的権能と宗教的権能は、切り離されなくてはならない。国民の権利が保障されねばならず、天皇は単なる道徳上の象徴 (moral symbol) とならなければならない。」森戸はさらに、天皇制の維持とその権力の抑制の両方を、次のように主張している。「皇室に

47) 憲法調査会編『憲法制定の経過に関する小委員会第二十一回議事録』(1959年)、2-3、18頁。

48) 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』、10-11、21頁。

49) 憲法調査会編『憲法調査会第十回総会議事録』(1958年)、3頁。

50) 鈴木安蔵『憲法制定前後』(青木書店、1977年)、72頁。

51) 芦田・岩淵・鈴木・三宅・阿部「憲法は二週間で出来たか?」、25頁、憲法調査会編『憲法調査会第十回総会議事録』、4頁、憲法調査会編『憲法制定の経過に関する小委員会第二十一回議事録』、6頁。

52) 憲法調査会編『憲法制定の経過に関する小委員会第二十一回議事録』、215頁。

53) 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』、4頁。

54) 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』、30頁。

55) 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』、22頁。

56) 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』、7頁。

57) 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』、3頁。

58) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、FSP3453、FSP 3454。

対する畏敬の念は、日本でいまだ根強く、それは農村部で顕著である。このことは、戦争がいかに終結したかによりはっきり示された。それゆえ、天皇制と皇室を急に廃止するならば、国内に大きな混乱が生じることは避けられない。改正された憲法は、強力な集団による天皇の利用を阻止しなくてはならない。主権は、名目上は天皇にあるべきだが、実質的には国民にあるべきである。天皇の権力は、憲法により抑制されるべきで、彼は内閣の承認を得た場合にのみ行動できるようにするべきである。彼は、いかなる拒否権も持つべきではない。」そして、森戸は、「皇位に近い者たちは、それを天皇自身以上に守ろうとしているが、天皇自身は実際には民主的な考えを持っている」⁵⁹⁾と、天皇の側近が民主化に抵抗しているとの見方を示している。森戸はまた、「日本で民主主義が発展していくためには、積極的な動きが日本国民から出てこなくてはならない」とし、日本人による自発的な民主化を訴えている。その一方で、「連合国軍総司令部の影響力は、基本的に消極的なものとなるだろう。すなわち、軍国主義的、国粋主義的な集団に対する抑圧である」と述べている。⁶⁰⁾

森戸とエマーソンの会談の二日前、11月5日に「憲法研究会」は初会合を開いており、以後、会合を重ねた。11月14日、21日の会合での議論を基に、研究会唯一の憲法学者であった鈴木は、「憲法研究会」の第一案をまとめた。第一案は、「新憲法制定の根本要綱」という表題で11月28日の会合の際に配布されたようである。第一案はまず、「新たに民主主義的原則に基く憲法が制定されるべきである」とした。その上で、「統治権、元首、国家形態」に関して、「民主主義国家においては、統治権は当然国民より発し且つ国民がこれを総攬する」という立場が示された。すなわち、「日本国の国家権力(統治権)は国民より発す、もしくは国民に属す」ということであった。その一方で、天皇は行政権の首長であり、国の元首であるとされた。鈴木によれば、第一案に対し、室伏から「政治体制としての天皇は全廃、行政権なども剥奪する。国家名誉の最高地位なり、儀礼的代表としてのみ残る。議会、内閣できめたものに判を押すオーソリティー」との意見が出された。⁶¹⁾

11月28日の会合での議論を踏まえて作られた第二案は、高野、森戸、室伏、杉森、岩淵、鈴木の連名で関係者に送られた。それは、「憲法改正要綱」と表題を改め、鈴木によれば、研究会の最大公約数的な意見をまとめたものだった。第二案は、天皇について、「天皇ハ荣誉ノ淵源ニシテ国家的儀礼ヲ司ル」というように、第一案よりも相当革新的な規定を設けていた。第二案については、12月5日の会合で検討された。その際の議論を参考にして、鈴木は第三案を12月11日に執筆した。12月23日になると、鈴木は第三案をさらに簡明なものにした、公表用の草案を書き始めた。草案は25日に完成した。⁶²⁾

12月26日、岩淵ら草案の署名者は、若干の修正を加えた上で、特に異論なく公表用の最終案を決定した。その際には、会員中に一人でも異議のある条文はのせないことが方針とされた。最終案となった「憲法草案要綱」は、最初の三条に根本原則(統治権)として、

⁵⁹⁾ 国立国会図書館憲政資料室蔵マイクロフィッシュ、FSP3453、FSP 3454。

⁶⁰⁾ 国立国会図書館憲政資料室蔵マイクロフィッシュ、FSP3453、FSP 3454。

⁶¹⁾ 鈴木『憲法制定前後』、77-85頁、佐藤達夫『日本国憲法成立史 第2巻』(有斐閣、1964年)、791-800頁。

⁶²⁾ 鈴木『憲法制定前後』、93-99頁、佐藤『日本国憲法成立史 第2巻』、800-816頁。

民主制の規定を次のように設けていた。「一、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」、「一、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス」、「一、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル。」これらの規定は、国の主権者が天皇から国民に移ることを明らかにするものだった。このように、最終案は、これまでの三つの案より相当急進的なものとなった。その理由について、鈴木は「天皇の部分は、この草案[第三案]よりも、公表した確定草案の方が、いちじるしく簡潔に、また、さらに民主的に改められているが、これは、討議の過程において、次第に共和制の理論的正当性、天皇制の不合理が人々によって明確に意識された結果であつたとおもう」としている。⁶³⁾

c. 「憲法草案要綱」に対する連合国軍総司令部の評価

「憲法草案要綱」が12月26日に発表されると、連合国軍総司令部はこれに大きな関心を示した。⁶⁴⁾ ジョージ・アチソン政治顧問は、1946年1月2日、ディーン・アチソン (Dean Acheson) 国務長官に宛て、「憲法草案要綱」に関する報告を、森戸の発言に関する報告の続報として、草案の翻訳と共に送っている。その際、アチソン政治顧問は草案の重要な条項を次のように要約している。「日本の主権は国民に由来する。政府最高機関は議会に責任を負う内閣である。天皇は儀式、典礼の首長にすぎない。議会の第一院は普通選挙権により一般国民から選挙され、第二院は種々の職能団体から選挙される。第一院が再度可決した法案は、第二院の議決を乗り越えて法律となる。貴族は廃止される。私的所有権及び経済的自由は一般的福祉と調和する限り保護される。10年以内に国民投票で新憲法が制定される。」「憲法研究会」の草案のこのような内容について、アチソン政治顧問は、「特に進歩的な世評のある民間人の見解を表し、あらゆる徴候から事実上きわめて保守的な提案をなすであろう政府からは、同団体は全く認められていないことが理解されるべきであります」、という見解をアチソン国務長官に伝えている。⁶⁵⁾

総司令部は、1月3日、翻訳された草案について所見を述べるよう、民政局で憲法と法律改正問題を担当していたラウエル (Milo E. Rowell) 陸軍中佐に命じた。⁶⁶⁾ ラウエルは、「民間団体の憲法改正案に対する所見」と題する幕僚長宛ての覚書を、1月11日に提出している。その要約において、ラウエルは、「この憲法草案中に盛られている諸条項は、民主主義的で、賛成できるものである」と、「憲法研究会」の「憲法草案要綱」を前向きに評価している。⁶⁷⁾ ラウエルによれば、「憲法研究会」案と目される民間団体案の内容は非常にリベラルで、ラウエルらが考えていた案に近く、非常に参考になったという。⁶⁸⁾

岩淵は、「総司令部も天皇というものをどうするかということに対して案がなかったんじゃないか」とみている。すなわち、「天皇制に手をつけたら日本の国内は治まらないんじゃないかという懸念がアメリカ辺りに大分あったんじゃないですか」、かといって「明

63) 鈴木『憲法制定前後』、93-108頁、佐藤『日本国憲法成立史 第2巻』、784、816-817頁。

64) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「入江俊郎関係文書」R3、9-35。

65) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、FSP2294、FSP 2295。

66) 佐藤『日本国憲法成立史・第2巻』、831-833頁。

67) 高柳・大友・田中編著『日本国憲法制定の過程I』、26-39頁。

68) 憲法調査会編『憲法制定の経過に関する小委員会第二十一回議事録』、19-20頁。

治憲法のままで残すわけにはいかないでしょう、そこへ私たちの『象徴』論が出て来たので、これはいいということになったんじゃないでしょうか」と、自らの印象を後に語っている。⁶⁹⁾

岩淵の見方を支持するものに、「天皇の地位と将来」と題する1月7日付けのアチソンのワシントンへの報告がある。報告の中で、アチソンは対日占領政策に関して、理想的で思い切った政策と、現実的で慎重な政策を比較している。前者は、天皇を戦争犯罪人として裁き、天皇制をなくして、日本に真の民主主義をもたらす、というものである。これに対し、後者は、日本政府を国の統治と改革の遂行にあたらせる上で、天皇を利用するというものである。その際に天皇は、彼の周囲にいる者の一部よりも民主化に熱心なようであると、アチソンはみていた。

理想的な政策と現実的な政策のうち、アチソンが支持したのは後者だった。前者に関してアチソンは、米国に次のことを行う用意があるのなら、思い切った政策をとれると認めていた。それはすなわち、日本国内およびその周辺に十分な軍勢力を維持して、何年にもわたり支配権を確保し、民主的な傾向が発展するべく、生活水準を維持できるようにする。そうして、起こりうるいかなる不測の事態にも対処できるよう、日本の実力を高めることであった。だがアチソンは、そのような積極路線には懐疑的だった。「もし用意がないのであれば、我々はできることを行って慎重に進み続け、日本人に自らの運命を切り拓く余地を与え、もし彼らが望むなら、安定をもたらす天皇の力の助けを借りればよいだろう」と、アチソンは考えていた。こうした慎重な立場の表れとして、アチソンは、「信頼できる筋から天皇が遠くない将来のある時点において退位を検討していると伝えられている」が、「天皇に皇位にあり続けるのが望ましいと何らかの形で伝えるべきである」とワシントンに打診している。このように、アチソンは日本の民主化に大きな期待を寄せていなかった。そして、日本が民主主義国になることより、天皇制を維持してでも、円滑な占領統治を優先させようとしていた。⁷⁰⁾

さらに、当時総司令部に設けられた憲法草案起草委員会の中では、日本を民主化すべきだが、日本人ははたして民主主義を理解できるのか、という懸念が存在していたようである。起草委員会の天皇に関する小委員会のプール (Richard A. Poole) 海軍少尉とネルソン (George A. Nelson, Jr.) 陸軍中尉は2月6日、委員会の運営委員会と憲法改正について議論した際、「日本国民にはまだ民主主義運用の用意ができていない。また、われわれは、今なお神がかり的な物の考え方をする国民のために自由主義的な憲法を起草するという、坐りごこちの悪い立場にある」という認識を示した。⁷¹⁾ さらにプールは、「実は、ジョージ・ネルスン氏と私は、私たちの小さな委員会で、天皇に対し、単に象徴的首長としての役割だけでなく、もっと特別な権能を与えようと思っていました」と後に語っている。⁷²⁾

アチソン、プール、ネルソンの抱えていた葛藤は、マッカーサーが示した憲法改正の三

⁶⁹⁾ 憲法調査会事務局『岩淵辰雄氏に聞く』、8、9、35頁。

⁷⁰⁾ 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、FSP2294。

⁷¹⁾ 高柳・大友・田中編著『日本国憲法制定の過程 I』、134-137頁。

⁷²⁾ 西修『日本国憲法の誕生を検証する』(学陽書房、1986年)、82-83頁。

原則のうち、天皇に関する条項の持つあいまいさと重なる。すなわち、マッカーサー三原則において、「天皇は国の元首である (Emperor is at the head of the state)」とされ、そこには天皇主権と必ずしも矛盾しないあいまいさが残されていた。⁷³⁾ 三原則が民主制について特に触れていなかったことも、そうした印象を抱かせる。マッカーサー三原則とともに、新憲法の総司令部案の二大指針とされたSWNCC (国務・陸・海軍三省調整委員会) の「日本の統治体制の改革」と題する文書 (SWNCC228) も、天皇制に関してあいまいだった。1月7日に承認されたこの文書は、総司令部案にきわめて大きな影響を与えたと考えられている。⁷⁴⁾ だがSWNCC228は、「日本における最終的な政治形態は、日本国民が自由に表明した意思によって決定さるべきものである」が、「日本人が、天皇制を廃止するか、あるいはより民主主義的な方向にそれを改革することを、奨励支持しなければならない」と、天皇制に関して必ずしも具体的な方針を示しているわけではない。⁷⁵⁾ そこには、1月7日のアチソンの見解同様、民主化推進と日本問題への過度の介入の間での葛藤がうかがえる。

総司令部のケーディス (Charles L. Kades) 民政局次長の話は、「憲法研究会」の「憲法草案要綱」が総司令部案における「象徴天皇」の規定の雛形となったという見方を支持する。ケーディスは、総司令部が憲法草案を起草した際、「憲法草案要綱」の所見を書いたラウエルや、ハッシー (A. R. Hussey) 海軍中佐とともに運営委員会に参加し、中心的役割を果たした。彼は、マッカーサー三原則を記したメモの第一項を、「天皇は国の象徴である」と書き直したのは自分であると語っている。というのも、さもなければ、天皇主権を容認するようなあいまいさが残されることになったからだという。⁷⁶⁾ ケーディスらの運営委員会は、プール、ネルソンの天皇に関する小委員会に、天皇から政治的権限を除くよう徹底した。2月6日、両委員会が天皇の章について議論した際、その冒頭で、「運営委員会は、天皇の有する一切の権限を厳重に制限しておくこと、および天皇は装飾的機能のみを有する旨を疑いの余地のないほど明白にしておくことを、一貫して強調した。」⁷⁷⁾ その一方で、ケーディスによると、総司令部は憲法草案を起草する上で、「憲法研究会」の「憲法草案要綱」などの日本側試案を、新聞に公表されたものであれ、総司令部に持ち込まれたものであれ、すべて参考にした。⁷⁸⁾ そして、「象徴天皇」は日本人の発案であることを、ケーディスは示唆している。⁷⁹⁾

総司令部は2月13日、作成した憲法草案を日本政府に提示した。その背景には、松本蒸治国務大臣を中心にまとめられた日本政府の案に対する総司令部の不満があった。総司令部案を示された日本政府は、天皇を象徴とする条項をはじめとするその内容に驚愕したといわれる。幣原内閣は形式的な改正にとどまる松本案を支持する者と、完全な自由主

73) 高柳・大友・田中編著『日本国憲法制定の過程 I』、98-100頁。

74) 古関『新憲法の誕生』、110-111頁。

75) 高柳・大友・田中編著『日本国憲法制定の過程 I』、412-417頁。

76) 粟屋憲太郎・NHK取材班『東京裁判への道』(日本放送出版協会、1994年)、114-119頁。

77) 高柳・大友・田中編著『日本国憲法制定の過程 I』、130、133頁。

78) 竹前栄治『GHQの人びと』(明石書店、2002年)、115頁。

79) 西『日本国憲法の誕生を検証する』、51-52頁。

義化を容認する者とに分かれた。吉田外相は、松本案支持者の筆頭だったという。2月22日、松本と吉田はホイットニー（Courtney Whitney）民政局長を訪ね、松本案への支持を得ようとしたが、拒絶された。総司令部の断固とした態度を前にして、日本政府は2月26日の閣議で、総司令部案の線に沿って日本の自主的な案を作ることを決定した。⁸⁰⁾

吉田は憲法改正に消極的だったにもかかわらず、5月22日に首相になると、日本国憲法制定の問題に取り組むことになった。⁸¹⁾ 吉田をはじめ、日本政府首脳にとってそれは、大きな方針転換といえた。これとは対照的に、民間の岩淵らにとって日本国憲法は、総司令部が草案を起草する上で、彼ら日本人の考えを相当取り入れてできたものだったのである。⁸²⁾

おわりに

岩淵辰雄の参加した「近衛上奏文」による終戦工作と、近衛および民間の憲法改正工作はいずれも、降伏と天皇中心の体制からの脱却により、それまでの国の核心的利益を放棄するものだった。そうすることで、敗戦後も続く内外の政治を見据え、対外関係の転換、国内体制の変革を受け入れ、国の再建が幾分なりとも円滑に進むことを模索したのである。

だが、焦土戦略に基づく終戦工作と憲法改正工作は、挫折を重ねた。終戦工作は、軍部と宮中の既得権層に阻まれた。これら主流派勢力にとって、敗戦を認め、天皇が大権を喪失することは、自らの国内権力基盤をも失わせるもので、受け入れられるものではなかった。それらの勢力の抵抗で、岩淵らが国際的見地から実行しようとした焦土戦略は不発に終り、終戦までに日本が受けた打撃は深刻の度を増した。結局、日本は無条件降伏をすることで、終戦を迎えた。戦後も近衛の模索した憲法改正による漸進的な戦後改革の構想は、宮中など国内守旧派の抵抗を受けた。一方、米国の主導する総司令部の占領当局者は当初、近衛の憲法改正の取り組みを支持した。だが、近衛の存在自体が戦前からの政治の継続であるとする批判が米国内で高まり、近衛の憲法改正構想は挫折した。吉田ら政府の旧憲法を維持しようとする姿勢は、さらに保守的な印象を総司令部に与えた。

これに対し、岩淵ら民間知識人の憲法草案は、あえて天皇の大権を放棄してしまうことで、米国の占領当局者から評価された。岩淵らは、国内体制が不安定になることも辞さずに、急進的な民主化を唱える憲法草案を起草した。その一方で、森戸の総司令部への説明にみられるように、天皇制まで否定することは国内秩序の崩壊につながるという認識も持っていた。そこで、民主化と引き換えに天皇制を残す形で、日本の体制変革と秩序維持を両立させることを米国に認めてもらおうとしたものと思われる。米国としては、旧体制の存続は否定しなかった。その一方で、占領統治の混乱を恐れる米国は、天皇制の廃止には不安を感じていた。そのため、岩淵らの民間憲法草案は、天皇制自体の存続は認める形での民主化に、米国が歩み寄る下地となったという見方ができる。占領当局の方針が、保守

⁸⁰⁾ 住本『占領秘録 上』、89-103頁、升味準之輔『戦後政治：1945-55年 上』（東京大学出版会、1983年）、107-130頁。

⁸¹⁾ 猪木『評伝吉田茂 下』、188-210頁。

⁸²⁾ 芦田・岩淵・鈴木・三宅・阿部「憲法は二週間で出来たか?」、24頁。

的な政府の吉田や穏健な宮中の近衛よりも、在野で当時としては急進的な変革を唱えた岩淵らの憲法に対する姿勢に沿うものとなったことは興味深い。そこには、あえて保有する資産を放棄することで再起を期すという焦土戦略の一定の作用があったように思える。日本は終戦を模索する過程では和平の条件に関して後退を続け、軍事的な敗北が政治的にも無条件降伏という徹底的な敗北を喫することにつながった。にもかかわらず、戦後になると、むしろ米国の側が日本の民間における象徴天皇制の構想に歩み寄る姿勢を見せた。この歩み寄りを理解する上で、焦土戦略の考え方は妥当に思われる。そしてそれを実行できたのは、敗戦により既得権者が力を失ったことで、岩淵のような既得権批判者が抑圧から解放されたためとみられる。これにより岩淵らは、国内的にも、対外的にも失うものは限られている立場を背景に、急進的な憲法改正を体制変革の構想として打ち出すことができたものと思われる。